

行政文書一部公開決定通知書

31 観名保第 24 号
令和元年 5 月 9 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年4月26日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none">●「名古屋城天守閣の実物大階段模型及び展示施設の建設」随意契約とした理由が分かる文書として1 随意契約協議申請書 (H31. 02. 06)●名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書 (平成31年度分) として2 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書 (H30. 04. 09)3 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書 (変更契約・H31. 02. 26)4 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書 (変更契約・H31. 03. 19)	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和元年 5 月 10 日 午前 2 時 40 分 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<ul style="list-style-type: none">●名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当行政文書「2～4」における黒塗り部分には受注者の代表者印が押印されており、当該印は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与える可能性があるため、非公開とします●請求のあった文書のうち下記のものについては請求日時点で作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。5 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約に基づく、支出金調書 (平成30年度分)6 名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) に基づく、	

	<p>支出金調書（平成30年度分）</p> <p>7「名古屋城天守閣の実物大階段模型及び展示施設の建設」 契約書一式、仕様書</p> <p>※今回非公開とした「5、6及び7」については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。</p>
備 考	<p><決定を行った所管課・公所></p> <p>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室</p> <p>TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。